

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘 匡

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県立の」の下に「中学校、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。